

## 10 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額(案)

- 1 指定居宅支援に要する費用の額は、別表第1指定居宅支援費単価表により算定した額に、別表第2に定める率を乗じて算定するものとする。
- 2 前号の規定により指定居宅支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
- 3 知的障害者福祉法第15条の7に規定する特例居宅生活支援費については、前2号の規定に基づいて算定するものとする。

※ 今回お示しする仮単価は、今年度の人事院勧告(△2.03%等)等を考慮していないものであり、今後の予算編成過程において、変動することが見込まれるものである。

### 別表第1

#### 指定居宅支援費単価表(案)

#### 1 知的障害者居宅介護支援費

##### イ 身体介護が中心である場合

- (1) 30分未満 2,110円
- (2) 30分以上1時間未満 4,030円
- (3) 1時間以上1時間30分未満 5,870円
- (4) 1時間30分以上(30分を増すごとに) 2,200円

##### ロ 家事援助が中心である場合

- (1) 30分以上1時間未満 1,530円
- (2) 1時間以上1時間30分未満 2,230円
- (3) 1時間30分以上(30分を増すごとに) 840円

##### ハ 移動介護が中心である場合

##### (イ) 身体介護を伴わない場合

- (1) 30分以上1時間未満 1,530円
- (2) 1時間以上1時間30分未満 2,230円
- (3) 1時間30分以上(30分を増すごとに) 840円

##### (ロ) 身体介護を伴う場合

- (1) 30分以上1時間未満 4,030円
- (2) 1時間以上1時間30分未満 5,870円
- (3) 1時間30分以上(30分を増すごとに) 2,200円

## 注

- 1 利用者に対して、指定居宅介護事業所の従業者が、指定居宅介護を行った場合に、現に要した時間で所定額を算定する。
- 2 イについては、身体介護(入浴、排せつ及び食事等の介護をいう。)が中心である指定居宅介護を行った場合に所定額を算定する。
- 3 ロについては、家事援助(調理、洗濯及び掃除等の家事の援助をいう。)が中心である指定居宅介護を行った場合に所定額を算定する。
- 4 ハについては、移動介護(社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)をするときにおける移動の介護をいう。)が中心である指定居宅介護を行った場合に所定額を算定する。
- 5 利用者の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人の従業者が1人の利用者に対して指定居宅介護を行ったときは、それぞれの従業者が行う指定居宅介護につき所定額を算定する。
- 6 夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。)は、1回につき100分の25を、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)は、1回につき100分の50を所定額に加算する。
- 7 利用者が知的障害者デイサービス、知的障害者短期入所及び通所による身体障害者施設支援を受けているは、知的障害者居宅介護支援費は、算定しない。

## 2 知的障害者デイサービス支援費

### イ 単独型知的障害者デイサービス支援費

#### (1) 所要時間4時間未満の場合

- (一) 区分1 2,960円
- (二) 区分2 2,650円
- (三) 区分3 2,350円

#### (2) 所要時間4時間以上の場合

- (一) 区分1 5,910円
- (二) 区分2 5,300円
- (三) 区分3 4,690円

### ロ 併設型知的障害者デイサービス支援費

#### (1) 所要時間4時間未満の場合

- (一) 区分1 2,240円
- (二) 区分2 1,940円
- (三) 区分3 1,640円

#### (2) 所要時間4時間以上の場合

- (一) 区分1 4,490円

(二) 区分2 3,880円

(三) 区分3 3,270円

注

- 1 指定デイサービス事業所において指定デイサービスを行った場合に、利用者の障害の程度に応じて別に厚生労働大臣が定める区分に従い、現に要した時間でそれぞれ所定額を算定する。
- 2 イについては、知的障害者更生施設等(知的障害者福祉法第5条に定める知的障害者援護施設、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設、病院、診療所、介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第22項に規定する介護老人保健施設又は同法第7条第16項に規定する特定施設をいう。以下同じ。)に併設、隣接していない事業所において指定デイサービスを行い、専らその職務に従事する常勤の管理者が配置されているものにつき所定額を算定する。
- 3 ロについては、注2以外の指定デイサービス事業所において指定デイサービスを行うものにつき所定額を算定する。
- 4 利用者に対して食事の提供を行う体制を確保している指定デイサービス事業所においてデイサービス計画上食事の提供を行うこととなっている利用者については、1日につき420円を所定額に加算する。
- 5 利用者に対して入浴介助を行った場合は、1日につき400円を所定額に加算する。
- 6 利用者に対して、その居宅と指定デイサービス事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき560円を所定額に加算する。
- 7 利用者が知的障害者短期入所を受けている間及び通所による知的障害者施設支援が提供されることとなっている時間は、知的障害者デイサービス支援費は、算定しない。

3 知的障害者短期入所支援費(1日につき)

(一) 区分1 7,930円

(二) 区分2 7,190円

(三) 区分3 4,530円

(四) 重症心身障害者が医療機関を利用した場合 21,110円

注

- 1 指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、利用者の障害の程度に応じて別に厚生労働大臣が定める区分に従いそれぞれ所定額を算定する。
- 2 (四)について、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者について、所定額を算定する。
- 3 宿泊を伴わない指定短期入所を行った場合は、次に掲げる時間区分による

率を注1及び2により算定した額に乗じて算定する。

(1) 1日の利用時間が4時間未満の場合 100分の25

(2) 1日の利用時間が4時間以上8時間未満の場合 100分の50

(3) 1日の利用時間が8時間以上の場合 100分の75

4 利用者の心身の状況、介護を行う者の状況等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき1,860円を所定額に加算する。

ただし、宿泊を伴わない短期入所を行った場合は、算定しない。

5 利用者が通所による知的障害者施設支援を受けている間は、知的障害者短期入所支援費は、算定しない。

#### 4 知的障害者地域生活援助支援費(1月につき)

(一) 区分1 134,740円

(二) 区分2 67,370円

#### 注

1 指定地域生活援助事業所において指定地域生活援助を行った場合に、利用者の障害の程度に応じて別に厚生労働大臣が定める区分に従いそれぞれ所定額を算定する。ただし、月の途中で入居又は退居した利用者に係る当該月の分については、以下の算式により算定した額に別表第2に定める率を乗じて算定するものとする。

$$\text{別表第1の4により算定される額} \times \frac{\text{当該月の利用日数}}{\text{当該月の日数}}$$

2 利用者が知的障害者短期入所を受けている間は、知的障害者地域生活援助支援費は、算定しない。

#### 別表第2

##### 特別区

知的障害者居宅介護支援	}	1000分の1072
知的障害者デイサービス支援		
知的障害者短期入所支援		
知的障害者地域生活援助支援		1000分の1098

##### 特甲地

知的障害者居宅介護支援	}	1000分の1060
知的障害者デイサービス支援		
知的障害者短期入所支援		

知的障害者地域生活援助支援 1000分の1081

甲地

知的障害者居宅介護支援  
知的障害者デイサービス支援 } 1000分の1036  
知的障害者短期入所支援  
知的障害者地域生活援助支援 1000分の1049

乙地

知的障害者居宅介護支援  
知的障害者デイサービス支援 } 1000分の1018  
知的障害者短期入所支援  
知的障害者地域生活援助支援 1000分の1024

丙地

知的障害者居宅介護支援  
知的障害者デイサービス支援 } 1000分の1000  
知的障害者短期入所支援  
知的障害者地域生活援助支援

注 級地区分は、次によること。

- 1 特別区は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則(以下「人事院規則」という。)9-49「調整手当」別表第1の支給区分が甲地とされている地域のうち、東京都特別区をいう。
- 2 特甲地は、人事院規則9-49「調整手当」別表第1及び人事院規則9-49-16(人事院規則9-49(調整手当)等の一部を改正する人事院規則)附則別表(以下「附則別表」という。)の支給区分が甲地とされている地域のうち、支給割合が100分の10とされている地域及び人事院規則9-49-16附則第6項により、地域区分が特甲地から甲地に変更となった地域並びに逗子市、大阪府忠岡町とする。
- 3 甲地は、人事院規則9-49「調整手当」別表第1及び附則別表の支給区分が甲地(1及び2の地域を除く。)に属する地域及び人事院規則9-49-16附則第5項により、甲地域から乙地域に変更となった地域をいう。
- 4 乙地は、人事院規則9-49「調整手当」別表第1及び附則別表の支給区分の乙地に属する地域及び人事院規則9-49-16附則第4項により、地域区分が乙地から丙地に変更となった地域並びに蕨市、鳩ヶ谷市、新座市、上福岡市、富士見市、埼玉県大井町、埼玉県三芳町、東久留米市、東大和市、伊勢原市、座間市、綾瀬市、神奈川県寒川町、長岡京市、松原市、大東市、摂津市、藤井寺市、交野市、四条畷市、川西市、広島県府中町とする。
- 5 丙地は、特別区、特甲地、甲地及び乙地以外の地域をいう。

## 11 児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額(案)

- 1 指定居宅支援に要する費用の額は、別表第1指定居宅支援費単価表により算定した額に、別表第2に定める率を乗じて算定するものとする。
- 2 前号の規定により指定居宅支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
- 3 児童福祉法第21条の12に規定する特例居宅生活支援費については、前2号の規定に基づいて算定するものとする。

※ 今回お示しする仮単価は、今年度の人事院勧告(△2.03%等)等を考慮していないものであり、今後の予算編成過程において、変動することが見込まれるものである。

### 別表第1

#### 指定居宅支援費単価表(案)

##### 1 児童居宅介護支援費

###### イ 身体介護が中心である場合

- (1) 30分未満 2,110円
- (2) 30分以上1時間未満 4,030円
- (3) 1時間以上1時間30分未満 5,870円
- (4) 1時間30分以上(30分を増すごとに) 2,200円

###### ロ 家事援助が中心である場合

- (1) 30分以上1時間未満 1,530円
- (2) 1時間以上1時間30分未満 2,230円
- (3) 1時間30分以上(30分を増すごとに) 840円

###### ハ 移動介護が中心である場合

###### (イ) 身体介護を伴わない場合

- (1) 30分以上1時間未満 1,530円
- (2) 1時間以上1時間30分未満 2,230円
- (3) 1時間30分以上(30分を増すごとに) 840円

###### (ロ) 身体介護を伴う場合

- (1) 30分以上1時間未満 4,030円
- (2) 1時間以上1時間30分未満 5,870円
- (3) 1時間30分以上(30分を増すごとに) 2,200円

## 注

- 1 障害児に対して、指定居宅介護事業所の従業者が、指定居宅介護を行った場合に、現に要した時間で所定額を算定する。
- 2 イについては、身体介護(入浴、排せつ及び食事等の介護をいう。)が中心である指定居宅介護を行った場合に所定額を算定する。
- 3 ロについては、家事援助(調理、洗濯及び掃除等の家事の援助をいう。)が中心である指定居宅介護を行った場合に所定額を算定する。
- 4 ハについては、屋外での移動に著しい制限のある視覚障害児、脳性まひ等全身性障害児及び知的障害児に対して、移動介護(社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)をするときにおける移動の介護をいう。)が中心である指定居宅介護を行った場合に所定額を算定する。
- 5 障害児の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人の従業者が1人の利用者に対して指定居宅介護を行ったときは、それぞれの従業者が行う指定居宅介護につき所定額を算定する。
- 6 夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。)は、1回につき100分の25を、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)は、1回につき100分の50を所定額に加算する。
- 7 障害児が児童デイサービス、児童短期入所及び児童福祉施設に通所している間は、児童居宅介護支援費は、算定しない。

## 2 児童デイサービス支援費

### イ 児童デイサービス支援費

- (1) 所要時間4時間未満の場合  
1,910円
- (2) 所要時間4時間以上の場合  
3,810円

## 注

- 1 指定デイサービス事業所において指定デイサービスを行った場合に、現に要した時間で所定額を算定する。
- 2 障害児に対して、その居宅と指定デイサービス事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき560円を所定額に加算する。
- 3 障害児が児童短期入所を受けている間及び児童福祉施設に通所することとなっている時間は、児童デイサービス支援費は、算定しない。

### 3 児童短期入所支援費(1日につき)

- (一) 区分1 7,930円
- (二) 区分2 7,190円
- (三) 区分3 4,530円
- (四) 遷延性意識障害児が医療機関を利用した場合 14,540円
- (五) 重症心身障害児が医療機関を利用した場合 21,110円

#### 注

- 1 指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、利用者の障害の程度に応じて別に厚生労働大臣が定める区分に従いそれぞれ所定額を算定する。
- 2 (四)について、医師により別に定める遷延性意識障害の症状を呈すると認められた者について所定額を算定する。

#### ※遷延性意識障害者及びこれに準ずる者

次の各項目のうち5項目以上に該当する者

- (1) 自力移動の不能なもの
- (2) 意味のある発語を欠くもの
- (3) 意思疎通を欠くもの
- (4) 視覚による認識を欠くもの
- (5) 原始的な咀嚼、嚥下等の可能なものでも自力での食事摂取不能なもの
- (6) 排せつ失禁状態のもの

- 3 (五)について、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童について、所定額を算定する。
- 4 宿泊を伴わない指定短期入所を行った場合は、次に掲げる時間区分による率を注1、2及び3により算定した額に乗じて算定する。
  - (1) 1日の利用時間が4時間未満の場合 100分の25
  - (2) 1日の利用時間が4時間以上8時間未満の場合 100分の50
  - (3) 1日の利用時間が8時間以上の場合 100分の75
- 5 利用者の心身の状況、保護者の状況等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき1,860円を所定額に加算する。  
ただし、宿泊を伴わない短期入所を行った場合は、算定しない。
- 6 障害児が児童福祉施設に通所している間は、児童短期入所支援費は、算定しない。



別表第2

特別区

児童居宅介護支援	}	1000分の1072
児童デイサービス支援		
児童短期入所支援		

特甲地

児童居宅介護支援	}	1000分の1060
児童デイサービス支援		
児童短期入所支援		

甲地

児童居宅介護支援	}	1000分の1036
児童デイサービス支援		
児童短期入所支援		

乙地

児童居宅介護支援	}	1000分の1018
児童デイサービス支援		
児童短期入所支援		

丙地

児童居宅介護支援	}	1000分の1000
児童デイサービス支援		
児童短期入所支援		

注 級地区分は、次によること。

- 1 特別区は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則(以下「人事院規則」という。)9-49「調整手当」別表第1の支給区分が甲地とされている地域のうち、東京都特別区をいう。
- 2 特甲地は、人事院規則9-49「調整手当」別表第1及び人事院規則9-49-16(人事院規則9-49(調整手当)等の一部を改正する人事院規則)附則別表(以下「附則別表」という。)の支給区分が甲地とされている地域のうち、支給割合が100分の10とされている地域及び人事院規則9-49-16附則第6項により、地域区分が特甲地から甲地に変更となった地域並びに逗子市、大阪府忠岡町とする。
- 3 甲地は、人事院規則9-49「調整手当」別表第1及び附則別表の支給区分が甲地(1及び2の地域を除く。)に属する地域及び人事院規則9-49-16附則第5項により、甲地域から乙地域に変更となった地域をいう。

- 4 乙地は、人事院規則 9-49「調整手当」別表第 1 及び附則別表の支給区分の乙地に属する地域及び人事院規則 9-49-16 附則第 4 項により、地域区分が乙地から丙地に変更となった地域並びに蕨市、鳩ヶ谷市、新座市、上福岡市、富士見市、埼玉県大井町、埼玉県三芳町、東久留米市、東大和市、伊勢原市、座間市、綾瀬市、神奈川県寒川町、長岡京市、松原市、大東市、摂津市、藤井寺市、交野市、四条畷市、川西市、広島県府中町とする。
- 5 丙地は、特別区、特甲地、甲地及び乙地以外の地域をいう。

## 12 その他

### 1 授産施設相互利用等の取扱いについて

身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る授産施設の相互利用については、「身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る授産施設の相互利用制度について」（平成12年11月15日厚生省障第 845号）の別紙「身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係る授産施設の相互利用制度実施要綱」により、実施されている。

授産施設の支援費は、身体障害者にあつては指定特定身体障害者授産施設を利用する場合に、知的障害者にあつては指定特定知的障害者授産施設を利用する場合に支払われるものであるため、身体障害者が指定特定知的障害者授産施設又は精神障害者授産施設を利用した場合や知的障害者が指定特定身体障害者授産施設又は精神障害者授産施設を利用した場合には支援費を支払うことはできない。

そのため、これまでと同様、授産施設を相互利用できる仕組みを別途設ける予定であるので、ご留意願いたい。

なお、「身体障害者デイサービス事業及び在宅知的障害者デイサービス事業の運営について」（平成12年11月22日障第49号）により実施されているデイサービスの相互利用についても、これまでと同様の仕組みを別途設ける予定としているところである。

### 2 知的障害者入所施設の医療費の取扱いについて

現行の措置制度における知的障害者入所施設の入所者が疾病等により医療機関で治療を受けた場合には、医療費のうち、社会保険において給付が行われる額を控除した額（自己負担額）を措置費の支弁対象として医療の給付を行っているところである。

支援費制度においても、現行と同様の取扱いとする予定であるので、ご留意願いたい。

### 3 身体障害者訪問入浴の取扱いについて

身体障害者の居宅を訪問して行う入浴介護サービスについては、「身体障害者居宅生活支援事業の実施等について」（平成12年 7月 7日障第 528号）の別添2「身体障害者デイサービス事業運営要綱」の5の（7）により実施してきたところであるが、今般、支援費制度における身体障害者デイサービスとは別の事業として実施することとし、平成15年度概算要求を行っているところであるので、ご留意願いたい。

#### 4 知的障害者地域生活援助（グループホーム）の国庫補助について

知的障害者地域生活援助（グループホーム）は、知的障害者の地域生活を支援する重要な在宅施策であり、平成15年度から知的障害者地域生活援助支援費については、市町村が支給することとなるが、この国庫補助に当たっての負担割合は、居宅介護支援費等と同様、国1/2、指定都市・中核市1/2又は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることとしている。

また、知的障害者地域生活援助支援費に係る国庫補助が予算補助であり、事業の円滑な実施及び予算の適正な執行を図る等の観点から、今年度と同様、既に国庫補助を受けている事業に係るものの外、新規事業開始分について、事前に調査をお願いすることとしている。

なお、調査の実施時期等については、別途お知らせすることとしている。

#### 5 指定身体障害者更生施設等における繰越金等の取扱いについて

平成15年4月1日から支援費制度が施行されることにより、身体障害者更生施設等においては、現行の措置費から支援費に移行することとなる。

施設訓練等支援費は、支給決定障害者が指定施設からサービスを受けたときに、当該支援に通常要する費用が支給されるものであり、これまでのような措置委託に要する費用とは性格が異なることから、その資金の使途については、「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成5年3月19日社援施第39号）及びこれに関連する通知は適用せず、これまでのような制限を緩和し、弾力的な運営が可能となるようにすることとしている。

また、平成14年度末までに生じた措置費の引当金及び繰越金については、制度移行時における当初の運転資金（いわゆるつなぎ資金）として必要な経費に充てること等、その取扱いについて現在検討を進めているところである。

今後、具体的な内容がまとまりしだい、通知等で連絡することとしている。

なお、支援費制度施行後における社会福祉法人立の指定事業者及び指定施設については、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日社援第310号）別紙社会福祉法人会計基準及び「授産施設会計基準の制定について」（平成13年3月29日社援発第555号）別紙授産施設会計基準により会計処理を行うこととなるので、指定施設・事業者に対し、ご指導願いたい。

#### 6 支援費制度導入に伴う経営資金の貸付について

現行の措置制度の下では、サービス提供月の当初等に措置費の支払いが行われているが、施設訓練等支援費については、サービスを提供した月の翌月末までに（居宅生活支援費については翌々月までに）支払うことを標準としているため、制度移行時に事業者・施設に収入の空白期間が生じることになる。

このため、施設運営に支障をきたすことなく支援費制度を円滑にスタートさせるため、平成14年度末までに生じた措置費の引当金及び繰越金の活用等のほか、社会福祉・医療事業団による支援費導入に伴う経営資金（いわゆるつなぎ資金）の貸付についても検討しているところである。

なお、貸付条件等については、予算編成過程で決定されるものであるが、借入の事務手続き等について、今後とも可能な限り情報提供していくこととしたい。